

あきる野市総合福祉センター指定管理者審査要領

本要領は、あきる野市が、あきる野市総合福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を総合的な観点により審査するための方法、基準等を示すものである。

1 審査対象団体

社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、社会福祉法に基づき、あきる野市における社会福祉事業等の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする社会福祉法人であり、開館当初からセンターに事務所を置き、ボランティア活動推進事業、ふれあいのまちづくり事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業、障害福祉サービス事業、成年後見推進事業など、積極的に地域福祉活動を推進し、市民から高い信頼を得ている。

社協では、センターをボランティアセンターの拠点とし、ボランティア・市民活動センターを設置し、様々なボランティア団体への登録や活動への支援を積極的に行っている。また、平成25年3月に「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を作成し、災害時には、センターが災害ボランティアセンターとしての機能を果たすこととしている。

指定管理者としての平成21年度から平成24年度までの実績は、協定書、事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っており、施設の利用状況及び利用料金収入は、平成23年度に東日本大震災による団体活動の自粛等の影響などにより、一時的に減少したものの、その後、施設のホームページの作成や利用案内のパンフレットを作成し窓口に配置するなどして、市民サービスに取り組むことで増加し、収支状況等は良好な状態である。また、団体の経営状況等は、平成24年度決算報告書の状況から、安定的かつ継続的なサービスが認められる。

このことから、センターの管理運営を引き続き行うことにより、安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できると判断されるため、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定により、センターにおける候補者の審査の対象団体を社協とする。

2 施設の概要

- (1) 名称 秋川ふれあいセンター
- (2) 所在地 あきる野市平沢175番地4
- (3) 規模 敷地面積 10,410.550㎡
延べ床面積 3,667.723㎡
- (4) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
- (5) 施設内容 ふれあいホール、控室、管理人室、調理実習室、講師室、展示コーナー、ふれあい広場、相談室1、相談室2、相談室3、小会議室、事務室、保健室、日常訓練室(1)、日常訓練室(2)、作業室、OT・PT室、機能訓練室、図書コーナー、団体活動室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、寿の間ほか

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 市民の福祉活動を推進するための業務に関する事。
- (2) センターの利用に関する事。
- (3) センターの維持管理に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、設置の目的を達成するため市長が必要と認める業務に関する事。

4 指定管理者の指定管理料

96,536,000円(指定期間における総額)

5 指定管理者の指定期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

6 提出書類

社協は、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条及び同条例施行規則第3条に規定する指定管理者指定申請書に次の書類を添えて、平成25年9月17日までに申請するものとする。なお、提出する部数は、正本1部、副本12部とする。

- (1) 指定管理者としての管理運営の状況について
 - ア 事業報告書の写し(平成21年度～平成24年度)
 - イ 施設の管理運営に係る改善等の取組について(平成21年度～平成24年度)
 - (ア) 各種事業やサービス等の向上の取組など
 - (イ) 収支予算書の決算状況など
 - ウ 団体の現在の事業内容(平成25年度事業計画書及び収支予算書)
- (2) 事業計画書
 - ア 団体の経営方針について
 - イ 施設の運営方針について
 - ウ 施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について(自主事業の提案等)
 - エ 施設の管理運営について
 - (ア) 事業計画(平成26年度～平成30年度)
 - (イ) 年間行事予定
 - オ 人員体制について
 - (ア) 職員の配置計画
 - (イ) 職員の研修計画
 - カ 収支見込について
 - 収支予算書(平成26年度～平成30年度)
 - キ 苦情処理体制について
 - ク 第三者評価への取組について
 - ケ 個人情報の保護対策及び情報公開について
 - コ 危機・安全管理体制について

- サ 市内事業者との連携について
- シ 地域福祉の推進について
- (3) 社協の状況について
 - ア 定款
 - イ 登記事項証明書
 - ウ 法人等の役員名簿
 - エ 団体の規程等

7 候補者の審査方法

(1) 候補者の審査方法

社協から申請された提出書類を受け、あきる野市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提出書類とプレゼンテーション（業務内容提案）を基に総合的に審査を実施する。

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、社協からの説明を15分間、選定委員会の委員からの質疑応答を実施の上、次に示す評価基準により審査を行う。

8 評価基準

プレゼンテーション審査の評価基準は、次のとおりとする。

評価は「良い」、「普通」、「悪い」の3段階評価とし、各評価項目について評価する。

評価項目		評価		
		良い	普通	悪い
1	指定管理者としての管理運営の状況について			
2	施設の管理運営に係る改善等の取組について			
3	団体の経営方針について			
4	施設の運営方針について			
5	施設の管理運営の実績を踏まえた今後の取組方針について(自主事業の提案等)			
6	施設の管理運営について			
7	人員体制について			
8	収支見込について			
9	苦情処理体制について			
10	第三者評価への取組について			
11	個人情報の保護対策及び情報公開について			
12	危機・安全管理体制について			
13	市内事業者との連携について			
14	地域福祉の推進について			
15	社協の状況について			
評価合計				

9 候補者の決定

評価基準に基づき提出書類とプレゼンテーションの内容を評価し、選定委員会の各委員の評価合計を集計する。この集計結果を基に、選定委員会において審議し、センターの設置目的を効果的に達成できると認められる場合には、社協を候補者とする。ただし、指定管理者としての能力を有しないと判断される場合には、別途、候補者の選定を行う。

10 審査結果

選定委員会の審査結果については、社協に文書で通知するとともに、団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定した理由及び事業内容の提案概要について市ホームページで公表する。